

## 議 会 運 営 委 員 会

令和 5 年 3 月 2 3 日（木）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

### 議 題

- 1 令和 5 年第 1 回（3 月）尾張旭市議会定例会の運営について
  
- 2 5 月臨時会、6 月定例会の日程について
  
- 3 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程の制定について
  
- 4 尾張旭市議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について
  
- 5 女性模擬議会の開催の検討について
  
- 6 令和 6 年度議会費予算要望について
  
- 7 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1 資料】

- 1 議事日程（案）最終日
- 2 討論通告一覧
- 3 意見書案第1号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

### 【議題2 資料】

- 4 令和5年5月臨時会・6月定例会日程（案）

### 【議題3 資料】

- 5 尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程（案）

### 【議題4 資料】

- 6 尾張旭市議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について（案）

### 【議題5 資料】

- 7 女性模擬議会の開催の検討

### 【議題6 資料】

- 8 令和6年度議会費予算要望一覧

### 【議題7 資料】

- 9 ○○市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）の送付について

## 議事日程（案）最終日

## 議会運営委員長報告

## 第 1 諸報告

議長報告

## 第 2 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

## 第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

(1) 予算決算特別委員会

(2) 福祉文教委員会

(3) 都市環境委員会

(4) 総務委員会

## 第 4 付託議案等の討論、採決

## 第 5 委員会提案第 1 号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

## 第 6 意見書案第 1 号

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

## 令和5年第1回（3月）尾張旭市議会定例会

## 討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
第6号議案	川村 つよし	反対
第7号議案	川村 つよし	反対
第10号議案	川村 つよし	反対
第11号議案	川村 つよし	反対
第18号議案	川村 つよし	賛成

意見書案第 1 号

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 5 年 3 月 20 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

丸山幸子

松原 ひとし

早川 八郎

## 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。

带状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとも言われている。

そこで政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

尾張旭市議会議長 篠田 一彦

厚生労働大臣、財務大臣 殿

## 令和5年5月臨時会・6月定例会日程（案）

月 日		議 会 日 程 案	行 事 予 定
4月28日	金		10:00 例月出納検査・財政援助団体等監査 14:00 瀬戸旭看護専門学校組合例月出納検査
4月29日	土	<昭和の日>	
4月30日	日		
5月1日	月		
5月2日	火		
5月3日	水	<憲法記念日>	
5月4日	木	<みどりの日>	
5月5日	金	<こどもの日>	
5月6日	土		
5月7日	日		
5月8日	月	9:30 代表者会予定①(副市長出席)	代表者会において議案説明(理事者)
5月9日	火	招集告示	
5月10日	水	9:30 代表者会予定②	
5月11日	木		
5月12日	金	9:30 代表者会予定③	
5月13日	土		
5月14日	日		
5月15日	月	代表者会(予備日)	
5月16日	火	9:30 臨時会(市長、副市長出席)	
5月17日	水		
5月18日	木		10:00 尾張旭市商工会通常総代会

月 日		議 会 日 程 案	行 事 予 定
5月24日	水		愛知県都市監査委員会 愛知県公平委員会連合会総会
5月25日	木		
5月26日	金		東海地区都市監査委員会
5月27日	土		
5月28日	日		
5月29日	月	9:30 定例会打合せ(副市長出席)	10:00 瀬戸旭看護専門学校組合議会臨時会 14:00 公立陶生病院組合議会臨時会 14:00 例月出納検査・財政援助団体等監査 14:00 尾張東部衛生組合議会臨時会
5月30日	火		
5月31日	水		
6月1日	木	請願・陳情受付締切(~正午)	
6月2日	金	9:30 議会運営委員会(副市長出席)	
6月3日	土		
6月4日	日		
6月5日	月	招集告示 9:30 全員協議会(副市長出席)	
6月6日	火		全国公平委員会連合会東海支部総会
6月7日	水	質問受付(9:00~17:00)	全国市長会議
6月8日	木	質問受付(9:00~17:00)・議案質疑(~17:00)	
6月9日	金		
6月10日	土		
6月11日	日		
6月12日	月	9:30 議会運営委員会	
6月13日	火	9:30 本会議(初日)(市長、副市長出席)	
6月14日	水		全国市議会議長会定期総会
6月15日	木		
6月16日	金		
6月17日	土		
6月18日	日		
6月19日	月	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
6月20日	火	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)	
6月21日	水	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算特別委員会(全体会)(副市長出席)	
6月22日	木		
6月23日	金		
6月24日	土		
6月25日	日		
6月26日	月	9:30 福祉文教委員会、予算決算特別委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
6月27日	火	9:30 都市環境委員会、予算決算特別委員会都市環境分科会(副市長出席)	
6月28日	水	9:30 総務委員会、予算決算特別委員会総務分科会(副市長出席)	
6月29日	木	各派代表者会(予定) (討論通告期限・~正午)	10:00 決算審査・例月出納検査
6月30日	金	9:30 予算決算特別委員会(全体会)(副市長出席)	
7月1日	土		
7月2日	日		
7月3日	月	9:30 議会運営委員会	
7月4日	火	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長出席)	

尾張旭市議会告示第 号

尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

令和5年 月 日

尾張旭市議会議長 篠 田 一 彦

尾張旭市議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
  - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
  - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
  - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - キ 指紋又は掌紋
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号



- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123

号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要

- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項  
(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（第1号様式）を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの  
ア 執行機関の職員又は当該職員であった者

イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項の開示請求書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載

されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用  
(開示決定通知書等の様式)

第12条 条例第24条第1項及び第2項の書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 第3号様式
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 第4号様式
- (3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 第5号様式

2 条例第25条第2項の書面の様式は、第6号様式のとおりとする。

3 条例第26条第1項の書面の様式は、第7号様式のとおりとする。  
(第三者意見照会書等)

第13条 条例第27条第1項に規定する第三者に対する意見照会に係る書面の様式は、第8号様式のとおりとする。

2 条例第27条第2項の書面の様式は、第9号様式のとおりとする。

3 条例第27条の規定により第三者が提出する意見書の様式は、第10号様式のとおりとする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第27条第3項の書面の様式は、第11号様式のとおりとする。  
(保有個人情報の開示方法)

第14条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスクに録音された記録で当該記録を書き取った文書が存在しないもの 専用機器により再生したものの聴取
- (2) ビデオテープ又はビデオディスクに録画された記録 専用機器により再生したものの視聴
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定めるもの 記録の種類に応じ、議

長が適当と認める方法

2 保有個人情報の写しの交付部数は、請求に係る保有個人情報1件につき1部とする。

(保有個人情報の閲覧等)

第15条 保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報を丁寧に取り扱うとともに、これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 議長は、前項の規定に違反する者に対し、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 前項の書面の様式は、第12号様式のとおりとする。

3 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(費用の納付時期)

第17条 条例第30条第2項の費用は、前納しなければならない。

(訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項の訂正請求書の様式は、第13号様式のとおりとする。

(訂正決定通知書等の様式)

第19条 条例第34条第1項及び第2項の書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 第14号様式

(2) 保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 第15号様式

(3) 保有個人情報の訂正をしない旨の決定 第16号様式

- 2 条例第35条第2項の書面の様式は、第17号様式のとおりとする。
- 3 条例第36条第1項の書面の様式は、第18号様式のとおりとする。
- 4 条例第37条の書面の様式は、第19号様式のとおりとする。

(利用停止請求書)

第20条 条例第39条第1項の利用停止請求書の様式は、第20号様式のとおりとする。

(利用停止決定通知書等の様式)

第21条 条例第41条第1項及び第2項の書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 第21号様式
- (2) 保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 第22号様式
- (3) 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 第23号様式

2 条例第42条第2項の書面の様式は、第24号様式のとおりとする。

3 条例第43条第1項の書面の様式は、第25号様式のとおりとする。

(諮問をした旨の通知書)

第22条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書により行うものとする。

2 前項に規定する書面の様式は、第26号様式のとおりとする。

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に、尾張旭市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第 号）附則第2項の規定による廃止前の尾張旭市個人情報保護規則（平成15年規則第22号）の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続については、なお従前の例による。



第1号様式（第8条関係）

尾張旭市議会個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
個人情報のファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
ファイルの利用目的	
ファイル記録項目	
ファイル記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
法令又は他の条例の規定により定められている特別の手續	
個人情報ファイルの種別	
要配慮個人情報の有無	

第2号様式（第9条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

（ふりがな）  
請求者氏名  
住所又は居所  
電話

尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第19条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧・視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ＜実施の希望日＞ 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 (ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出



第3号様式（第12条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第24条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（全部開示）
- 2 開示する保有個人情報の利用目的
- 3 開示の実施の方法等
  - (1) 開示の実施の方法等
  - (2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所  
期間： 月 日から 月 日まで  
時間：  
場所：
  - (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数・送付に要する費用（見込額）

第4号様式（第12条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第24条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

※ この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に尾張旭市議会議長に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に尾張旭市を被告として（尾張旭市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この通知を受け取った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数・送付に要する費用（見込額）

第5号様式（第12条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第24条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に尾張旭市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に尾張旭市を被告として（尾張旭市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この通知を受け取った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第6号様式（第12条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第25条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第7号様式（第12条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第26条第1項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日



第三者意見照会書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 1 9 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 7 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

第三者意見照会書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

第10号様式（第13条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

住所又は居所

（団体にあっては、その所在地、名称及び代表者名）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
開示に関しての 御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1） 支障（不利益）がある部分  （2） 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）

保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出があった保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 2 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に尾張旭市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に尾張旭市を被告として（尾張旭市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この通知を受け取った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第12号様式（第16条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

（ふりがな）

請求者氏名

住所又は居所

電話

尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第28条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧・視聴	① 全部 ② 一部 ( )
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

第13号様式（第18条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

(ふりがな)

請求者氏名

住所又は居所

電話

尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第32条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

第 1 4 号様式（第 1 9 条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

第 1 5 号様式（第 1 9 条関係）

保有個人情報一部訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のとおりその一部を訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に尾張旭市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に尾張旭市を被告として（尾張旭市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この通知を受け取った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。



第16号様式（第19条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第34条第2項の規定により、下記のとおり訂正をしないことに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に尾張旭市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に尾張旭市を被告として（尾張旭市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この通知を受け取った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第 17 号様式（第 19 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 17 号）第 35 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 1 8 号様式（第 1 9 条関係）

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 3 6 条第 1 項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

第 19 号様式（第 19 条関係）

保有個人情報訂正決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長

印

に提供している下記の保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 17 号）第 33 条の規定により、下記のとおり訂正を実施しましたので、同条例第 37 条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

第20号様式（第20条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

(ふりがな)

請求者氏名

住所又は居所

電話

尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）第39条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  
 その他 ( )

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類  委任状  その他 ( )

第 2 1 号様式（第 2 1 条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 4 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

第 2 2 号様式（第 2 1 条関係）

保有個人情報一部利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 4 1 条第 1 項の規定により、下記のとおりその一部を利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に尾張旭市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に尾張旭市を被告として（尾張旭市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この通知を受け取った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求の判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。



第 2 3 号様式（第 2 1 条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 4 1 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止をしないことに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に尾張旭市議会議長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に尾張旭市を被告として（尾張旭市議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この通知を受け取った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、前記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求の裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

第 2 4 号様式（第 2 1 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 4 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

第 2 5 号様式（第 2 1 条関係）

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 4 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第 4 3 条第 1 項の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

第 2 6 号様式（第 2 2 条関係）

諮問をした旨の通知書

第 号  
年 月 日

様

尾張旭市議会議長 印

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、尾張旭市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 1 7 号）第 4 5 条第 2 項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等 [ 訂正決定等、利用停止決定等 ]	
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

## 尾張旭市議会告示第 号

尾張旭市議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成18年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

尾張旭市議会議長 篠田 一彦

改正前			改正後		
<p>尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年尾張旭市条例第2号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項に規定する規則等で定める申請等は、別表のとおりとし、尾張旭市議会に対して行い、又は尾張旭市議会が行うこととされる手続等を情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年尾張旭市規則第1号）の規定の例による。</p> <p>別表</p>			<p>尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年_____条例第2号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項に規定する規則等で定める申請等は、別表のとおりとし、尾張旭市議会に対して行い、又は尾張旭市議会が行うこととされる手続等を情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年_____規則第1号）の規定の例による。</p> <p>別表</p>		
根拠となる条例等の名称	条項	手続等	根拠となる条例等の名称	条項	手続等
尾張旭市情報公開条例（平成12年尾張旭市条例第25号）	(略)	(略)	尾張旭市情報公開条例（平成12年_____条例第25号）	(略)	(略)
尾張旭市個人情報保護条例（平成15年尾張旭市条例第5号）	第14条第1項	(略)	尾張旭市議会個人情報保護条例（令和4年条例第17号）	第19条第1項	(略)
	第27条第1項	(略)		第32条第1項	(略)

	第34条 第1項	(略)		第39条 第1項	(略)
--	-------------	-----	--	-------------	-----

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 女性模擬議会の開催の検討

### 1 経緯

女性議員が少ない現状における過渡的な対策として、女性の視点から住民の声を反映させることや、地域における女性リーダーを育成するなどの目的で女性模擬議会開催の検討をお願いしたいとの議長引継ぎがあった。

また、国においても政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第67号)が令和3年6月16日に施行され、地方公共団体の議会が政治分野における男女共同参画の推進について積極的に取り組むこととされた。

### 2 現状

各地方議会において、女性模擬議会が開催されており、市町村を中心に裾野が広がっている。

《開催状況(令和元年～令和2年)》

(出典:全国市議会議長会「市議会の活動に関する事態調査結果」)

開催年	開催団体数	開催団体名
令和元年度	10団体 (県内2団体)	①秋田県湯沢市 ②富山県南砺市 ③茨城県水戸市 ④埼玉県久喜市 ⑤静岡県島田市 ⑥愛知県西尾市 ⑦愛知県新城市 ⑧岡山県高梁市 ⑨徳島県鳴門市 ⑩愛媛県四国中央市
令和2年度	4団体 (県内1団体)	①秋田県湯沢市 ②新潟県糸魚川市 ③静岡県島田市 ④愛知県江南市

### 3 実施内容(愛知県内の開催例)

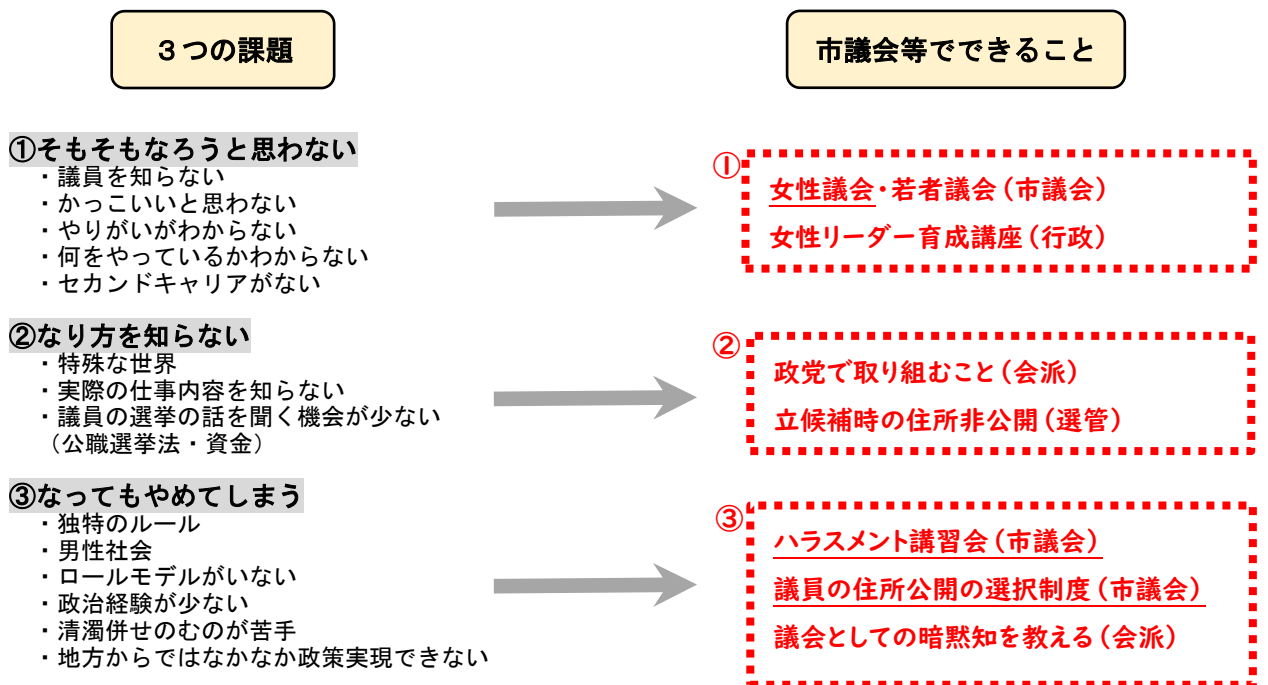
	西尾市	犬山市	新城市	江南市
行事名 (開催時間)	女性議会 (13:30～16:00)	いちにち女性議会 (9:00～14:00)	女性議会 (13:00～14:30)	女性議会 (9:00～15:00)
参加人数	6人程度	10人程度	4人(R3実績)	5人程度
募集方法	公募・団体から推薦	公募	公募	公募
募集要件	16歳以上の女性	市内在住・在勤・ 在学の18歳以上の 女性	不明	市内在住・在勤・ 在学の18歳以上の 女性 ※ 高校生除く
方法	一般質問形式	一般質問形式	一般質問形式	一般質問形式
持ち時間	15分/人	不明	20分/人	不明
答弁者	理事者	理事者	理事者	理事者
事前学習等	事前打合せ	事前学習2回 議会の傍聴	不明	事前学習3回 議会の傍聴
託児	有	有	—	—
担当課	広報広聴課	議会事務局 ★男女共同参画担当と連携	市民自治推進課	市民サービス課
その他	○希望があれば 手話通訳手配	○現職議員のサ ポート有	○過去の参加者 が市議会議員に 当選	

## 【尾張旭市議会で女性議会（模擬議会）を実施する場合（案）】

- 人数 5 人
- 公募（市内在住、在勤、在学の 18 歳以上の女性）
- 一般質問形式（持ち時間は 15 分/人）、答弁者は理事者
  - ※ 答弁者を理事者とする場合は多様性推進課（男女共同参画係）との共催を視野に入れる。
  - ※ 参加者にとって一般質問形式が負担であれば市議会議員助言のもと、提言書の作成を行うという方法も考えられる。
- 事前打合せ 1 回（市議会説明と一般質問作成）＋市議会傍聴（録画視聴でも可）
  - ※ 一般質問作成や質問の仕方等については、現職議員が女性議会当日までサポートを行う。
- 託児サービス準備
- YouTube での動画配信
- 模擬議会の後に、女性議員等と意見交換会（カフェトーク）開催
- 幅広く参加してもらうため、女性会議開催の日にちや時間等を工夫する必要がある。

### 4 関連する研修への出席（議長）

議長が令和 4 年 7 月 20 日（水）開催のセミナー「女性の視点からの議会改革～男性議員・女性議員共に学ぼう～」に出席。



（会議資料より抜粋）

- そもそも、女性に政治参加してもらうことが大切である。
- 子どものころからの主権者教育がなど政治参加のハードルを下げ、立候補しやすい雰囲気づくりが必要である。
- 議会内においては、女性に優しい環境整備とあわせ、制度作りや意識向上に取り組む必要がある。



令和6年度議会費予算要望一覧

★複数会派から出された要望（優先度が高い順）

No. 1

会派等	内 容	必要経費及び理由	要望額
令和あさひ	議場の席の電源		各席（理事者含む。）にコンセントを設置するための調査料及び工事費（80～100万円）を要望する。
市民クラブ	議場各席への電源の設置	i P a dを使用するに当たり、議場で機器の充電が可能となるため。	
公明党 尾張旭市議団	議場にコンセント設置	タブレット充電のため。	
令和あさひ	会派室や自宅から委員会の傍聴ができる設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症のまん延又は災害等により委員会室等で傍聴することが困難な場合への対応</li> <li>・傍聴に来る手間なく市民が委員会の状況を確認できるようにする。</li> </ul> ⇒ 委員長報告を簡潔化する。 （必要経費） できる限り既存の設備を活用するとともに、維持管理費も抑えられる方法を検討する。 ※日進市：初期費用で数百万円、維持管理費で年間約60万円	委員長報告を簡潔化することにより会議録作成委託料等の減額を見込むとともに、必要最小限の経費を研究・検討し要望する。  ⇒ 今後なるべく費用をかけない方法での実施方法について調査・研究していく。
公明党 尾張旭市議団	各常任委員会のインターネット中継の実施	市民の方へ向けて動画での配信も必要と考える。	
市民クラブ	議場にプロジェクターを設置	議場で質問するとき、資料をスクリーンに投影し、質問した方が分かりやすい。現在は、自作資料（写真やパネル）を作成し、掲示しているが、議員席や傍聴席からは見えない。	議場用ノートパソコン 100,000円 プロジェクター 50,000円 スクリーン 30,000円
公明党 尾張旭市議団	議場にモニター設置	説明のためにパネルを持ち込んでいるが、傍聴席等からは小さくて見えない。	⇒ 同上
川村つよし	動画配信用に使う機材 バックパネル、三脚、ランプ	議会からの情報発信も動画が求められる時代になると予想し、そのための道具を用意する。	100,000円  ⇒ 費用をかけない方法で実施。
山下幹雄	動画制作、市民との意見交換などに使うバックパネル	市議会活動の活性化に向け、動画配信、市民との意見交換会などを積極的に展開すべきと考える。その中で、永続的に使用できる備品を順次そろえてはどうか。	100,000円  ⇒ 同上

令和6年度議会費予算要望一覧

★その他の要望（会派順）

No.2

会派等	内 容	必要経費及び理由	要望額
令和あさひ	議場のW i - F i	議場のW i - F i は議会費以外での対応ではなかったか。	議場におけるインターネット環境の整備については、配線のみ市側で実施済み。W i - F i 等の機器は議会費での対応となるため、令和5年度の議会費で検討する。
公明党 尾張旭市議団	議運・各常任委員会の委員長手当検討	委員長としての仕事量を考えて手当の検討も必要	⇒ 令和5年度（改選後）に協議予定。
	尾張旭市議会ガイドブックの作成	市議会の活動や仕組みに関する情報を市民の皆様に分かりやすく一冊にまとめたものがあると良い。 （例）船橋、金沢、小金井、田辺、笠間市など）	⇒ 令和5年度（改選後）に検討。
花井守行	ありません。		

全議M1第9号  
令和5年3月2日

市議会議長 各位

全国市議会議長会  
会長 清水 富雄

## 〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び 条例施行規程（例）の送付について

平素は本会の運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなりました（令和5年3月1日施行）。

同改正法の国会における審議過程においては、附帯決議がなされ、政府は「議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行う」こととされました。

さらに、令和4年12月16日付け総行第351号による総務大臣通知において、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされました。

こうしたことを踏まえ、本会では、各市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組例として、〇〇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）及び条例施行規程（例）を総務省と協議のうえ、作成しましたので、条例（例）等の条文解説と併せて参考としてお示しします。

なお、「議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定するにあたっては、必ずしも令和5年3月議会中の制定、施行が求められるものではなく、その制定時期は、各市議会の実情に応じてご判断いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、今回の法改正の施行通知及び関係資料を本会のHPに掲載させていただくことも併せてお知らせします。

担当 企画議事部（議事担当）  
TEL 03-3262-2303  
FAX 03-3263-5751  
Email chousa@si-gichokai.gr.jp